

10/31  
受領

平成23年10月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 桂杏子  
平成23年(ワ)第236号 不当利得金返還請求事件  
平成23年9月15日口頭弁論終結

判 決



原 告



同訴訟代理人弁護士

宮 田 尚 典

同

橘

潤

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告

ア イ フ ル 株 式 会 社

同代表者代表取締役

福 田 吉 孝

同訴訟代理人支配人

山 下

徹

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金445万9932円及び内金390万3578円に対する平成23年3月11日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者

被告は貸金業者であり、原告は被告との間で金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）をしていた者である。

(2) 本件取引の概要

- ア 取引開始日 平成2年12月25日
- イ 取引終了日 平成22年12月6日
- ウ 取引の経過 別紙過払金計算書のとおり

(3) 引直し計算及び不当利得

本件取引は一連の取引であり、これにつき、利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると、別紙過払金計算書のとおり、本件取引終了時において過払金元金が390万3578円となり、被告は、上記金額を法律上の原因なく取得している。

(4) 悪意の受益者

被告は貸金業者であり、本件取引について平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「旧貸金業法」という。）43条1項のみなし弁済の主張立証をしていないことからすれば、利息制限法を超過する利息を収受することにつき悪意であったといえるから、前記過払金が発生した段階でそれに対する利息が発生し、その利率は年5%であり、その利息金額は過払金発生日から平成23年3月10日までで別紙過払金計算書のとおり55万6354円である。

(5) まとめ

よって、原告は被告に対し、民法704条の不当利得返還請求権に基づき、過払金元金並びに取引終了後の日である平成23年3月10日までの利息及び上記元金に対する上記日の翌日から支払済みまでの利息金の支払を求めらる。

2 請求原因に対する認否等

- (1) 請求原因(1)は認める。
- (2) 請求原因(2)は、後記のとおり一連であるとする点は争う。
- (3) 請求原因(3)は、本件取引が一連のものであるとする点につき、否認ないし

争う。本件取引は、以下のとおり、5つの基本契約に基づく取引から成り、過払金の算定も各取引ごとになされるべきである（以下各取引を「第1取引」ないし「第5取引」という。）。

（第1取引）平成2年12月25日～平成11年9月28日

（第2取引）平成11年11月4日～平成16年1月29日

（第3取引）平成16年5月19日～平成16年10月12日

（第4取引）平成16年10月12日～平成17年12月12日

（第5取引）平成18年4月11日～平成22年12月6日

(4) 請求原因(4)は否認ないし争う。

ア 被告は、以下のとおり、旧貸金業法17条1項及び18条1項に規定する書面（以下それぞれ「17条書面」、「18条書面」という。）を交付する態勢を有し、各消費者に対して各取引毎に同書面の交付を行ってきた。したがって、旧貸金業法43条のみなし弁済規定の適用があるとの認識を有していたこと又は有するに至ったことにつき、やむを得ないといえる「特段の事情」がある。

(ア) 17条書面について

17条書面における「返済期間及び返済回数」及び「各回の返済期日及び返済金額」の記載は、本件のようなりボルビング方式を採用した取引の場合、貸付時における確定金額の記載自体は不可能なものであり、最高裁平成17年12月15日第一小法廷判決においても、当該事項に準じた事項を記載すれば当該事項を記載したものと理解すべきであると判示しており、同判決以前には、その記載方法についても下級審の判断が分かれていたのであり、被告において作成した書面の体裁をもって17条書面としての要件を満たすとの下級審判決も存在した。そして、平成14年8月からりボルビング契約の性質上一義的に記載することができない「返済期間及び返済回数」等に準じた記載として、「次回ご返済

期日」，「次回ご返済金額」に加えて，「最終ご返済期限」，「残返済回数」，「各回ご返済期日」，「各回元金支払予定額」を記載するようになった。

そうすると，リボルビング方式を採用した取引については，被告が自ら作成した書面の記載をもって17条書面としての要件を満たすものと認識していたことについてはやむを得ないものというべきである。

(イ) 18条書面について

被告作成の受取証書には「契約年月日」，「貸付けの金額」，「契約の相手方の氏名及び住所」の記載はない。しかし，これらの記載の省略を認めた旧貸金業法施行規則15条2項の有効性について，最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決（以下「平成18年判決」という。）が言い渡される以前には，これを有効とする下級審判決の方が多数であったことからすれば，被告が前記規則に従って作成した受取証書が18条書面としての法定の記載事項を欠くものではないと認識したことについては，やむを得ないものというべきである。

イ 仮に被告が悪意の受益者であるとしても，過払金に対する利息は訴状送達の日から発生する。

(5) 請求原因(5)は争う。

### 3 抗弁

(1) 消滅時効

ア 第1取引終了時から10年後の平成21年9月28日が経過した。

イ 被告は，平成23年5月12日の本件第1回弁論準備手続期日において，第1取引により発生した過払金返還請求権についての消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(2) 現存利益の不存在

仮に，被告が悪意の受益者とは認められない場合，被告は利益の存する限

度で返還義務を負うにとどまるが、被告が法人税として納付した部分に相当する範囲については利益は現存しないから、この部分については返還義務を負わない。

#### 4 抗弁に対する認否

- (1) 否認ないし争う。
- (2) 現存利益の消滅については否認ないし争う。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)は、当事者間に争いが無い。
- 2 証拠(甲1)及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(2)が認められる。
- 3 請求原因(3)について判断する。

- (1) 証拠(甲2, 乙2ないし17)及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は、第1取引ないし第5取引の5つの別個の基本契約に基づく取引であると認められる。

ところで、同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間には他の債務が存在せず、その後、両者の間に改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発

行されている場合にはその失効手続の有無，第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況，第2の基本契約が締結されるに至る経緯，第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して，第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず，第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には，上記合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁第二小法廷平成20年1月18日判決・民集62巻1号28頁参照）。

これを本件についてみると，証拠（甲1ないし3，乙9ないし21）及び弁論の全趣旨によれば，①本件取引に係る各基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間が，第1取引については約8年9か月，第2取引については約4年3か月，第3取引については147日，第4取引については約1年2か月，第5取引については約4年8か月であること，②上記各取引に基づく最終の弁済から次の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間が，第1取引，第2取引間では35日，第2取引，第3取引間では111日，第3取引，第4取引間では0日，第4取引，第5取引間では120日と，いずれも上記各取引の継続期間と比べて極めて短いこと，③第4取引の基本契約についての契約書は返還されているものの，その余の取引の基本契約についての契約書については返還されていると認めるに足りる証拠はないこと，④借入れ等に際して使用されたカードについて失効手続がとられたとは認めるに足りる証拠はないこと，⑤第1取引に基づく最終の弁済から第2取引がなされるまでの間及び第2取引に基づく最終の弁済から第3取引がなされるまでの間のそれぞれの原告と被告との接触の状況は明らかでなく，第3取引から第4取引の間に関して，第4取引の不動産担保への切替は被告の勧誘によってなされていること，⑥各基本契約における利率等の契約条件の

異同等に関しては、第1取引は不明で、第2取引は29.200%、第3取引は27.500%、第4取引は21.000%、第5取引は28.000%であることが認められる。

以上の事実関係によれば、約定利率が異なり、一部契約書を返還している取引も存するが、全体として過払金充当合意の存する一連の取引であると認めるのが相当である。被告は、本件第1取引ないし本件第5取引は、いずれも契約番号が異なることを指摘するが（乙1, 10, 12, 13, 16, 18ないし21）、むしろ冒頭の「0010021995600」の部分はいずれも同一であることに加え、上記事情に照らせば、契約番号が相違するからといって、ただちに上記認定判断を左右するものではない。

- (2) 被告は、第4取引は、不動産担保貸付であり、他の取引とは異なるから、過払金の計算に当たっては個別に行うべきであると主張する。しかし、証拠（甲1ないし3、乙13）及び弁論の全趣旨によれば、第4取引が不動産担保貸付となったのは、第3取引継続中の被告の勧誘によるものであること、第4取引においては貸付金額が350万円とされているものの、実際にはかかる貸付金額から第3取引の残債務額を控除した額の金員のみを交付し、第3取引について完済されたものとして取り扱っており、第3取引の残債務が承継されていることが認められる。そうすると、第3取引及び第4取引は、第1取引及び第2取引とはそれぞれ別個の基本契約に基づくものではあるが、従前の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入債務に充当する旨の合意が存在すると解するのが相当である。そして、第5取引において、再度無担保融資取引となっているが、前記認定のとおり、第4取引終了から第5取引開始まで約4か月であり、第4取引終了時点でカード失効の手続がとられたとは認められず、第5取引開始時点において改めてカード発行の手続きがとられておらず、第4取引において使用されたカードが引き続き使用されていることもうかがえること、与信審査も原告の保険証を

確認したことはうかがえるものの（乙7）、それ以上の特段の審査が行われたとは認められないことからすると、第5取引は、第3及び第4取引とは異なる別個の基本契約に基づくものではあるが、従前の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入債務に充当する旨の合意が存在すると解するのが相当である。したがって、上記取引形態の相違をもって本件取引が一連のものであるとの前記認定判断を左右するものではない。被告の上記主張は理由がない。

(3) 以上によれば、請求原因(3)の事実が認められる。

#### 4 請求原因(4)について

被告が利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき旧貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、被告は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである。

ただし、上記利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約のもとで制限超過部分を支払った場合は、旧貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということとはできないとした平成18年判決の言渡以前にされた上記期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として被告を悪意の受益者とすることはできないというべきである。

そうすると、本件取引のうち平成18年判決以前の取引については、上記「任意に支払った」という要件以外の、他の旧貸金業法43条1項の要件を充足するかを検討する必要があると解されるところ、被告はこの点について、17条書面及び18条書面を交付していたとの一般的な業務態勢を有していたと主張するものの、その立証はもちろん、本件取引すべてに関する具体的な主張立

証をしていない。そして、17条書面及び18条書面を交付していたことの証拠として、平成11年11月4日付け、平成16年5月19日付け及び平成18年4月11日付け各金銭消費貸借基本契約書兼告知書（乙10ないし12、16、17）及び金銭消費貸借基本契約証書（甲2）が提出されている他は、「ご利用明細書兼領収書」の一部（乙1、18ないし21）及びジャーナルの一部（乙22ないし25）が提出されているにとどまり、本件取引すべてについて17条書面及び18条書面が提出されているわけではない。そうすると、被告において、旧貸金業法43条の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めるに足りる事情は認められず、平成18年判決以前の本件取引についても被告は民法704条の「悪意の受益者」といわざるを得ない。

なお、被告は、過払金に対する利息は訴状送達日の翌日から発生すると主張するが、当該利息は過払金発生時から発生すると解するのが相当である。

よって、被告は、悪意の受益者として、過払金が発生した時から年5%の割合による利息の支払義務を負うと解され、これに反する被告の主張はいずれも採用できない。以上によれば、請求原因事実は、すべて認められる。

#### 5 抗弁について

前記のとおり、本件取引は一連のものと認められるので、消滅時効の起算点は取引終了後の平成22年12月6日となるから、何ら消滅時効は完成しておらず、被告の主張は理由がない。また、被告が悪意の受益者であることは前記のとおりであるから、現存利益の消滅に関する被告の主張はその前提を欠く。よって、抗弁はいずれも認めるに足りない。

#### 6 まとめ

したがって、原告は、上記過払金元金並びに本件取引終了後の平成23年3月10日までの上記利息及び上記元金に対する同日の翌日である平成23年3

月11日から支払済みまで年5分の割合による利息を請求できることになる。

#### 第4 結論

以上から、原告の請求は理由があるから認容し、訴訟費用の負担につき民訴法61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する（なお、被告の仮執行免脱宣言の申立ては、相当でないからこれを却下する。）。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判官 上 田 洋 幸

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法引直計算							過払い利息計算			残元金 (-)は過払い 残元金	
				貸金業法第14条(別表)による期間計算				初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)			
				利息計算期間 自 ~ 至	期間	閏年に該 当する日 数	平年に該 当する日 数	利息制限 法利率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入金 額	利率5%, 円未満四捨五入	利息		利息累計
1	H2.12.25	150,000													150,000
2	H3.1.29		10,388	H2.12.25 ~ H3.1.28	35		35	18.00%	2,589		7,799				142,201
3	H3.3.4		10,000	H3.1.29 ~ H3.3.3	34		34	18.00%	2,384		7,616				134,585
4	H3.4.8		144,807	H3.3.4 ~ H3.4.7	35		35	18.00%	2,322		142,485				-7,900
5	H3.4.28	50,000		H3.4.8 ~ H3.4.27	20		20	18.00%				-23	-23	23	42,077
6	H3.5.18	30,000		H3.4.28 ~ H3.5.17	20		20	18.00%	415	415					72,077
7	H3.5.25	50,000		H3.5.18 ~ H3.5.24	7		7	18.00%	248	663					122,077
8	H3.6.3		23,000	H3.5.25 ~ H3.6.2	9		9	18.00%	541		21,796				100,281
9	H3.6.3	70,000		H3.6.3 ~ H3.6.2				18.00%							170,281
10	H3.7.8		12,000	H3.6.3 ~ H3.7.7	35		35	18.00%	2,939		9,061				161,220
11	H3.8.12		12,000	H3.7.8 ~ H3.8.11	35		35	18.00%	2,782		9,218				152,002
12	H3.9.7	30,000		H3.8.12 ~ H3.9.6	26		26	18.00%	1,948	1,948					182,002
13	H3.9.17		30,000	H3.9.7 ~ H3.9.16	10		10	18.00%	897		27,155				154,847
14	H3.9.28	20,000		H3.9.17 ~ H3.9.27	11		11	18.00%	839	839					174,847
15	H3.10.21		30,000	H3.9.28 ~ H3.10.20	23		23	18.00%	1,983		27,178				147,669
16	H3.11.25		10,975	H3.10.21 ~ H3.11.24	35		35	18.00%	2,548		8,427				139,242
17	H3.11.25		19,025	H3.11.25 ~ H3.11.24				18.00%			19,025				120,217
18	H3.11.25		37	H3.11.25 ~ H3.11.24				18.00%			37				120,180
19	H3.12.19		149,646	H3.11.25 ~ H3.12.18	24		24	18.00%	1,422		148,224				-28,044
20	H3.12.19	400,000		H3.12.19 ~ H3.12.18				18.00%				-4	-4	4	371,952
21	H4.1.15	20,000		H3.12.19 ~ H4.1.14	27	14	13	18.00%	4,945	4,945					391,952
22	H4.1.24		431,394	H4.1.15 ~ H4.1.23	9	9		18.00%	1,734		424,715				-32,763
23	H4.1.24	300,000		H4.1.24 ~ H4.1.23				18.00%				-4	-4	4	267,233
24	H4.1.24	300,000		H4.1.24 ~ H4.1.23				18.00%							567,233
25	H4.2.28		60,000	H4.1.24 ~ H4.2.27	35	35		18.00%	9,763		50,237				516,996
26	H4.4.3		30,000	H4.2.28 ~ H4.4.2	35	35		18.00%	8,899		21,101				495,895
27	H4.5.8		50,000	H4.4.3 ~ H4.5.7	35	35		18.00%	8,535		41,465				454,430
28	H4.6.12		50,000	H4.5.8 ~ H4.6.11	35	35		18.00%	7,822		42,178				412,252
29	H4.7.17		50,000	H4.6.12 ~ H4.7.16	35	35		18.00%	7,096		42,904				369,348
30	H4.8.21		30,000	H4.7.17 ~ H4.8.20	35	35		18.00%	6,357		23,643				345,705
31	H4.9.25		30,000	H4.8.21 ~ H4.9.24	35	35		18.00%	5,950		24,050				321,655
32	H4.10.27		30,000	H4.9.25 ~ H4.10.26	32	32		18.00%	5,062		24,938				296,717
33	H4.12.1		30,000	H4.10.27 ~ H4.11.30	35	35		18.00%	5,107		24,893				271,824
34	H4.12.10	240,000		H4.12.1 ~ H4.12.9	9	9		18.00%	1,203	1,203					511,824

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法引直計算							過払い利息計算			残元金 (-)は過払い 残元金	
				貸金業法第14条(別表)による期間計算				初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)			
				利息計算期間 自 ~ 至		期間	閏年に 該当す る日数	平年に 該当す る日数	利息制限 法利率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入金 額	利率5%, 円未満四捨五入		利息
35	H5.1.7		30,000	H4.12.10 ~ H5.1.6	28	22	6	18.00%	7,052		21,745				490,079
36	H5.2.12		30,000	H5.1.7 ~ H5.2.11	36		36	18.00%	8,700		21,300				468,779
37	H5.2.12	30,000		H5.2.12 ~ H5.2.11				18.00%							498,779
38	H5.3.19		30,000	H5.2.12 ~ H5.3.18	35		35	18.00%	8,609		21,391				477,388
39	H5.4.23		30,000	H5.3.19 ~ H5.4.22	35		35	18.00%	8,239		21,761				455,627
40	H5.5.28		30,000	H5.4.23 ~ H5.5.27	35		35	18.00%	7,864		22,136				433,491
41	H5.7.2		30,000	H5.5.28 ~ H5.7.1	35		35	18.00%	7,482		22,518				410,973
42	H5.8.6		30,000	H5.7.2 ~ H5.8.5	35		35	18.00%	7,093		22,907				388,066
43	H5.9.10		30,000	H5.8.6 ~ H5.9.9	35		35	18.00%	6,698		23,302				364,764
44	H5.10.15		30,000	H5.9.10 ~ H5.10.14	35		35	18.00%	6,295		23,705				341,059
45	H5.11.19		30,000	H5.10.15 ~ H5.11.18	35		35	18.00%	5,886		24,114				316,945
46	H5.12.24		30,000	H5.11.19 ~ H5.12.23	35		35	18.00%	5,470		24,530				292,415
47	H6.1.28		30,000	H5.12.24 ~ H6.1.27	35		35	18.00%	5,047		24,953				267,462
48	H6.2.13	70,000		H6.1.28 ~ H6.2.12	16		16	18.00%	2,110	2,110					337,462
49	H6.3.4		30,000	H6.2.13 ~ H6.3.3	19		19	18.00%	3,161		24,729				312,733
50	H6.3.4	50,000		H6.3.4 ~ H6.3.3				18.00%							362,733
51	H6.3.11	60,000		H6.3.4 ~ H6.3.10	7		7	18.00%	1,252	1,252					422,733
52	H6.4.8		30,000	H6.3.11 ~ H6.4.7	28		28	18.00%	5,837		22,911				399,822
53	H6.4.9	20,000		H6.4.8 ~ H6.4.8	1		1	18.00%	197	197					419,822
54	H6.5.13		30,000	H6.4.9 ~ H6.5.12	34		34	18.00%	7,039		22,764				397,058
55	H6.6.17		30,000	H6.5.13 ~ H6.6.16	35		35	18.00%	6,853		23,147				373,911
56	H6.7.22		30,000	H6.6.17 ~ H6.7.21	35		35	18.00%	6,453		23,547				350,364
57	H6.8.26		30,000	H6.7.22 ~ H6.8.25	35		35	18.00%	6,047		23,953				326,411
58	H6.9.30		30,000	H6.8.26 ~ H6.9.29	35		35	18.00%	5,633		24,367				302,044
59	H6.11.4		30,000	H6.9.30 ~ H6.11.3	35		35	18.00%	5,213		24,787				277,257
60	H6.12.9		30,000	H6.11.4 ~ H6.12.8	35		35	18.00%	4,785		25,215				252,042
61	H7.1.13		30,000	H6.12.9 ~ H7.1.12	35		35	18.00%	4,350		25,650				226,392
62	H7.2.17		30,000	H7.1.13 ~ H7.2.16	35		35	18.00%	3,907		26,093				200,299
63	H7.2.19	140,000		H7.2.17 ~ H7.2.18	2		2	18.00%	197	197					340,299
64	H7.3.23		40,000	H7.2.19 ~ H7.3.22	32		32	18.00%	5,370		34,433				305,866
65	H7.4.27		30,000	H7.3.23 ~ H7.4.26	35		35	18.00%	5,279		24,721				281,145
66	H7.6.1		30,000	H7.4.27 ~ H7.5.31	35		35	18.00%	4,852		25,148				255,997
67	H7.7.6		30,000	H7.6.1 ~ H7.7.5	35		35	18.00%	4,418		25,582				230,415
68	H7.8.10		30,000	H7.7.6 ~ H7.8.9	35		35	18.00%	3,977		26,023				204,392

12

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法引直計算							過払い利息計算			残元金 (-)は過払い 残元金	
				貸金業法第14条(別表)による期間計算				初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)			
				利息計算期間 自 ~ 至		期間	閏年に該 当する日 数	平年に該 当する日 数	利息制限 法利率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入金 額	利率5%, 円未満四捨五入 利息		利息累計
69	H7.8.30	90,000		H7.8.10 ~ H7.8.29	20		20	18.00%	2,015	2,015				294,392	
70	H7.9.14		30,000	H7.8.30 ~ H7.9.13	15		15	18.00%	2,177		25,808			268,584	
71	H7.10.19		30,000	H7.9.14 ~ H7.10.18	35		35	18.00%	4,635		25,365			243,219	
72	H7.10.22	30,000		H7.10.19 ~ H7.10.21	3		3	18.00%	359	359				273,219	
73	H7.11.24		30,000	H7.10.22 ~ H7.11.23	33		33	18.00%	4,446		25,195			248,024	
74	H7.12.11		589,371	H7.11.24 ~ H7.12.10	17		17	18.00%	2,079		587,292			-339,268	
75	H7.12.11	500,000		H7.12.11 ~ H7.12.10				18.00%				-46	-46	46	160,686
76	H7.12.11	100,000		H7.12.11 ~ H7.12.10				18.00%							260,686
77	H8.1.16		30,000	H7.12.11 ~ H8.1.15	36	15	21	18.00%	4,622		25,378				235,308
78	H8.1.20	13,000		H8.1.16 ~ H8.1.19	4	4		18.00%	462	462					248,308
79	H8.2.20		29,000	H8.1.20 ~ H8.2.19	31	31		18.00%	3,785		24,753				223,555
80	H8.3.3	13,000		H8.2.20 ~ H8.3.2	12	12		18.00%	1,319	1,319					236,555
81	H8.3.26		30,000	H8.3.3 ~ H8.3.25	23	23		18.00%	2,675		26,006				210,549
82	H8.4.29		30,000	H8.3.26 ~ H8.4.28	34	34		18.00%	3,520		26,480				184,069
83	H8.6.3		30,000	H8.4.29 ~ H8.6.2	35	35		18.00%	3,168		26,832				157,237
84	H8.7.3		30,000	H8.6.3 ~ H8.7.2	30	30		18.00%	2,319		27,681				129,556
85	H8.8.7		30,000	H8.7.3 ~ H8.8.6	35	35		18.00%	2,230		27,770				101,786
86	H8.9.11		30,000	H8.8.7 ~ H8.9.10	35	35		18.00%	1,752		28,248				73,538
87	H8.10.5	50,000		H8.9.11 ~ H8.10.4	24	24		18.00%	867	867					123,538
88	H8.10.16		30,000	H8.10.5 ~ H8.10.15	11	11		18.00%	668		28,465				95,073
89	H8.10.25	60,000		H8.10.16 ~ H8.10.24	9	9		18.00%	420	420					155,073
90	H8.11.21		30,000	H8.10.25 ~ H8.11.20	27	27		18.00%	2,059		27,521				127,552
91	H8.12.20		30,000	H8.11.21 ~ H8.12.19	29	29		18.00%	1,819		28,181				99,371
92	H8.12.20	30,000		H8.12.20 ~ H8.12.19				18.00%							129,371
93	H9.1.21		30,000	H8.12.20 ~ H9.1.20	32	12	20	18.00%	2,039		27,961				101,410
94	H9.1.21	18,000		H9.1.21 ~ H9.1.20				18.00%							119,410
95	H9.2.23		30,000	H9.1.21 ~ H9.2.22	33	33		18.00%	1,943		28,057				91,353
96	H9.3.30		30,000	H9.2.23 ~ H9.3.29	35	35		18.00%	1,576		28,424				62,929
97	H9.4.11	20,000		H9.3.30 ~ H9.4.10	12	12		18.00%	372	372					82,929
98	H9.5.5		30,000	H9.4.11 ~ H9.5.4	24	24		18.00%	981		28,647				54,282
99	H9.5.5	20,000		H9.5.5 ~ H9.5.4				18.00%							74,282
100	H9.6.8		30,000	H9.5.5 ~ H9.6.7	34	34		18.00%	1,245		28,755				45,527
101	H9.6.8	10,000		H9.6.8 ~ H9.6.7				18.00%							55,527
102	H9.7.13	8,000		H9.6.8 ~ H9.7.12	35		35	18.00%	958	958					63,527

過払発生当日算入

13

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法引直計算						過払い利息計算			残元金 (-)は過払い 残元金				
				貸金業法第14条(別表)による期間計算				初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)					
				利息計算期間		期間	閏年に該当する日数	平年に該当する日数	利息制限法利率	利息	繰越利息等(累計)	元金入金額		利率5%, 円未満四捨五入	利息	利息累計	元金入金額
自	至																
103	H9.7.14		30,000	H9.7.13	~	H9.7.13	1	1	18.00%	31		29,011				34,516	
104	H9.7.15	14,000		H9.7.14	~	H9.7.14	1	1	18.00%	17	17					48,516	
105	H9.8.21		30,000	H9.7.15	~	H9.8.20	37	37	18.00%	885		29,098				19,418	
106	H9.8.31	3,000		H9.8.21	~	H9.8.30	10	10	18.00%	95	95					22,418	
107	H9.8.31	10,000		H9.8.31	~	H9.8.30			18.00%		95					32,418	
108	H9.9.22		14,474	H9.8.31	~	H9.9.21	22	22	18.00%	351		14,028				18,390	
109	H9.9.22	31,000		H9.9.22	~	H9.9.21			18.00%							49,390	
110	H9.10.9		637,944	H9.9.22	~	H9.10.8	17	17	18.00%	414		637,530				-588,140	
111	H10.1.15	500,000		H9.10.9	~	H10.1.14	98	98					-7,976	-7,976	7,976	-96,116	過払発生当日算入
112	H10.2.16		30,000	H10.1.15	~	H10.2.15	32	32				30,000	-421	-421		-126,116	
113	H10.2.16	30,000		H10.2.16	~	H10.2.15							-4	-425	425	-96,541	過払発生当日算入
114	H10.3.18		30,000	H10.2.16	~	H10.3.17	30	30				30,000	-397	-397		-126,541	
115	H10.3.27	80,000		H10.3.18	~	H10.3.26	9	9					-160	-557	557	-47,098	過払発生当日算入
116	H10.4.19		30,000	H10.3.27	~	H10.4.18	23	23				30,000	-148	-148		-77,098	
117	H10.4.19	50,000		H10.4.19	~	H10.4.18							-4	-152	152	-27,250	過払発生当日算入
118	H10.5.20		27,000	H10.4.19	~	H10.5.19	31	31				27,000	-116	-116		-54,250	
119	H10.5.22	36,000		H10.5.20	~	H10.5.21	2	2					-19	-135	135	-18,385	過払発生当日算入
120	H10.6.22		29,000	H10.5.22	~	H10.6.21	31	31				29,000	-78	-78		-47,385	
121	H10.7.20		26,000	H10.6.22	~	H10.7.19	28	28				26,000	-186	-264		-73,385	過払発生当日算入
122	H10.7.20	20,000		H10.7.20	~	H10.7.19							-4	-268	268	-53,653	過払発生当日算入
123	H10.8.20		27,000	H10.7.20	~	H10.8.19	31	31				27,000	-228	-228		-80,653	
124	H10.9.20		27,000	H10.8.20	~	H10.9.19	31	31				27,000	-346	-574		-107,653	過払発生当日算入
125	H10.9.20	20,000		H10.9.20	~	H10.9.19							-4	-578	578	-88,231	過払発生当日算入
126	H10.10.21		28,000	H10.9.20	~	H10.10.20	31	31				28,000	-375	-375		-116,231	
127	H10.10.21	20,000		H10.10.21	~	H10.10.20							-4	-379	379	-96,610	過払発生当日算入
128	H10.11.24		30,000	H10.10.21	~	H10.11.23	34	34				30,000	-450	-450		-126,610	
129	H10.11.24	20,000		H10.11.24	~	H10.11.23							-4	-454	454	-107,064	過払発生当日算入
130	H10.12.25		28,000	H10.11.24	~	H10.12.24	31	31				28,000	-455	-455		-135,064	
131	H10.12.25	14,000		H10.12.25	~	H10.12.24							-4	-459	459	-121,523	過払発生当日算入
132	H11.1.25		28,000	H10.12.25	~	H11.1.24	31	31				28,000	-516	-516		-149,523	
133	H11.1.25	14,000		H11.1.25	~	H11.1.24							-4	-520	520	-136,043	過払発生当日算入
134	H11.2.26		28,140	H11.1.25	~	H11.2.25	32	32				28,140	-596	-596		-164,183	
135	H11.3.29		28,000	H11.2.26	~	H11.3.28	31	31				28,000	-701	-1,297		-192,183	過払発生当日算入
136	H11.4.30		28,000	H11.3.29	~	H11.4.29	32	32				28,000	-846	-2,143		-220,183	過払発生当日算入

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法引直計算						過払い利息計算			残元金 (-)は過払い 残元金		
				貸金業法第14条(別表)による期間計算			初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)				
				利息計算期間 自 ~ 至	期間	閏年に 該当す る日数	平年に該 当する 日数	利息制限 法利率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入金 額	利率5%, 円未満四捨五入 利息		利息累計	元金入金額
137	H11.5.31		27,000	H11.4.30 ~ H11.5.30	31		31				27,000	-939	-3,082		-247,183
138	H11.7.1		37,000	H11.5.31 ~ H11.6.30	31		31				37,000	-1,053	-4,135		-284,183
139	H11.8.3		27,000	H11.7.1 ~ H11.8.2	33		33				27,000	-1,290	-5,425		-311,183
140	H11.9.13		27,000	H11.8.3 ~ H11.9.12	41		41				27,000	-1,751	-7,176		-338,183
141	H11.9.28		536,053	H11.9.13 ~ H11.9.27	15		15				536,053	-699	-7,875		-874,236
142	H11.9.30	392		H11.9.28 ~ H11.9.29	2		2					-313	-8,188	392	-874,236
143	H11.11.4	500,000		H11.9.30 ~ H11.11.3	35		35					-4,192	-11,988	11,988	-386,224
144	H11.12.7		23,347	H11.11.4 ~ H11.12.6	33		33				23,347	-1,746	-1,746		-409,571
145	H12.1.7		22,152	H11.12.7 ~ H12.1.6	31	6	25				22,152	-1,742	-3,488		-431,723
146	H12.2.7		22,000	H12.1.7 ~ H12.2.6	31	31					22,000	-1,831	-5,319		-453,723
147	H12.3.9		25,000	H12.2.7 ~ H12.3.8	31	31					25,000	-1,925	-7,244		-478,723
148	H12.4.10		25,000	H12.3.9 ~ H12.4.9	32	32					25,000	-2,096	-9,340		-503,723
149	H12.5.11		25,000	H12.4.10 ~ H12.5.10	31	31					25,000	-2,137	-11,477		-528,723
150	H12.6.12		25,000	H12.5.11 ~ H12.6.11	32	32					25,000	-2,315	-13,792		-553,723
151	H12.7.13		25,000	H12.6.12 ~ H12.7.12	31	31					25,000	-2,348	-16,140		-578,723
152	H12.8.14		25,000	H12.7.13 ~ H12.8.13	32	32					25,000	-2,533	-18,673		-603,723
153	H12.9.14		25,000	H12.8.14 ~ H12.9.13	31	31					25,000	-2,560	-21,233		-628,723
154	H12.9.29	100,000		H12.9.14 ~ H12.9.28	15	15						-1,292	-22,525	22,525	-551,248
155	H12.10.6		477,418	H12.9.29 ~ H12.10.5	7	7					477,418	-527	-527		-1,028,666
156	H12.11.10	500,000		H12.10.6 ~ H12.11.9	35	35						-4,984	-5,511	5,511	-534,177
157	H12.12.8		11,200	H12.11.10 ~ H12.12.7	28	28					11,200	-2,043	-2,043		-545,377
158	H12.12.8	1,500,000		H12.12.8 ~ H12.12.7				18.00%				-2	-2,045	2,045	952,578
159	H12.12.20		42,000	H12.12.8 ~ H12.12.19	12	12		18.00%	5,621		36,379				916,199
160	H13.1.22		70,000	H12.12.20 ~ H13.1.21	33	12	21	18.00%	14,895		55,105				861,094
161	H13.2.20		72,000	H13.1.22 ~ H13.2.19	29		29	18.00%	12,314		59,686				801,408
162	H13.3.13	70,000		H13.2.20 ~ H13.3.12	21		21	18.00%	8,299	8,299					871,408
163	H13.3.21		70,000	H13.3.13 ~ H13.3.20	8		8	18.00%	3,437		58,264				813,144
164	H13.4.20		70,000	H13.3.21 ~ H13.4.19	30		30	18.00%	12,030		57,970				755,174
165	H13.4.30	57,000		H13.4.20 ~ H13.4.29	10		10	18.00%	3,724	3,724					812,174
166	H13.5.21		70,000	H13.4.30 ~ H13.5.20	21		21	18.00%	8,411		57,865				754,309
167	H13.6.20		70,000	H13.5.21 ~ H13.6.19	30		30	18.00%	11,159		58,841				695,468
168	H13.7.19		70,000	H13.6.20 ~ H13.7.18	29		29	18.00%	9,946		60,054				635,414
169	H13.8.21		70,000	H13.7.19 ~ H13.8.20	33		33	18.00%	10,340		59,660				575,754
170	H13.9.20		70,000	H13.8.21 ~ H13.9.19	30		30	18.00%	8,518		61,482				514,272

15

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法引直計算							過払い利息計算			残元金 (一)は過払い 残元金	
				貸金業法第14条(別表)による期間計算				初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)			
				利息計算期間 自 ~ 至	期間	閏年に 該当する 日数	平年に該 当する日 数	利息制限 法利率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入金 額	利率5%, 円未満四捨五入	利息		利息累計
171	H13.10.22		70,000	H13.9.20 ~ H13.10.21	32		32	18.00%	8,115		61,885				452,387
172	H13.11.20		70,000	H13.10.22 ~ H13.11.19	29		29	18.00%	6,469		63,531				388,856
173	H13.12.20		70,000	H13.11.20 ~ H13.12.19	30		30	18.00%	5,752		64,248				324,608
174	H14.1.17		70,000	H13.12.20 ~ H14.1.16	28		28	18.00%	4,482		65,518				259,090
175	H14.2.20		70,000	H14.1.17 ~ H14.2.19	34		34	18.00%	4,344		65,656				193,434
176	H14.3.20		70,000	H14.2.20 ~ H14.3.19	28		28	18.00%	2,670		67,330				126,104
177	H14.4.22		70,000	H14.3.20 ~ H14.4.21	33		33	18.00%	2,052		67,948				58,156
178	H14.5.17		70,000	H14.4.22 ~ H14.5.16	25		25	18.00%	716		69,284				-11,128
179	H14.6.19		70,000	H14.5.17 ~ H14.6.18	33		33				70,000	-52	-52		-81,128
180	H14.7.19		70,000	H14.6.19 ~ H14.7.18	30		30				70,000	-343	-395		-151,128
181	H14.8.16		70,000	H14.7.19 ~ H14.8.15	28		28				70,000	-589	-984		-221,128
182	H14.9.20		70,000	H14.8.16 ~ H14.9.19	35		35				70,000	-1,070	-2,054		-291,128
183	H14.10.21		70,000	H14.9.20 ~ H14.10.20	31		31				70,000	-1,246	-3,300		-361,128
184	H14.11.20		70,000	H14.10.21 ~ H14.11.19	30		30				70,000	-1,494	-4,794		-431,128
185	H14.12.20		70,000	H14.11.20 ~ H14.12.19	30		30				70,000	-1,781	-6,575		-501,128
186	H15.1.21		70,000	H14.12.20 ~ H15.1.20	32		32				70,000	-2,206	-8,781		-571,128
187	H15.2.20		70,000	H15.1.21 ~ H15.2.19	30		30				70,000	-2,357	-11,138		-641,128
188	H15.3.25		70,000	H15.2.20 ~ H15.3.24	33		33				70,000	-2,908	-14,046		-711,128
189	H15.4.22		70,000	H15.3.25 ~ H15.4.21	28		28				70,000	-2,737	-16,783		-781,128
190	H15.5.21		60,000	H15.4.22 ~ H15.5.20	29		29				60,000	-3,113	-19,896		-841,128
191	H15.6.23		70,000	H15.5.21 ~ H15.6.22	33		33				70,000	-3,811	-23,707		-911,128
192	H15.7.23		70,000	H15.6.23 ~ H15.7.22	30		30				70,000	-3,754	-27,461		-981,128
193	H15.8.20		70,000	H15.7.23 ~ H15.8.19	28		28				70,000	-3,773	-31,234		-1,051,128
194	H15.9.23		57,559	H15.8.20 ~ H15.9.22	34		34				57,559	-4,905	-36,139		-1,108,687
195	H15.10.22		60,000	H15.9.23 ~ H15.10.21	29		29				60,000	-4,412	-40,551		-1,168,687
196	H15.11.21		60,000	H15.10.22 ~ H15.11.20	30		30				60,000	-4,811	-45,362		-1,228,687
197	H15.12.23		53,423	H15.11.21 ~ H15.12.22	32		32				53,423	-5,394	-50,756		-1,282,110
198	H16.1.22		51,322	H15.12.23 ~ H16.1.21	30	21	9				51,322	-5,266	-56,022		-1,333,432
199	H16.1.29		918,819	H16.1.22 ~ H16.1.28	7	7					918,819	-1,282	-57,304		-2,252,251
200	H16.5.19	500,000		H16.1.29 ~ H16.5.18	111	111						-34,279	-91,583	91,583	-1,843,834
201	H16.6.24		24,000	H16.5.19 ~ H16.6.23	36	36					24,000	-9,068	-9,068		-1,867,834
202	H16.7.26		16,000	H16.6.24 ~ H16.7.25	32	32					16,000	-8,169	-17,237		-1,883,834
203	H16.8.24		17,000	H16.7.26 ~ H16.8.23	29	29					17,000	-7,465	-24,702		-1,900,834
204	H16.9.24		16,000	H16.8.24 ~ H16.9.23	31	31					16,000	-8,052	-32,754		-1,916,834

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法引直計算							過払い利息計算			残元金 (-)は過払い 残元金				
				貸金業法第14条(別表)による期間計算				初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)						
				利息計算期間 自 ~ 至	期間	閏年に 該当す る日数	平年に該 当する日 数	利息制限 法利率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入金 額	利率5%, 円未満四捨五入	利息		利息累計	元金入金額		
205	H16.10.9	25,000		H16.9.24 ~ H16.10.8	15	15								-3,930	-36,684	25,000	-1,916,834	過払発生当日算入
206	H16.10.12		505,665	H16.10.9 ~ H16.10.11	3	3						505,665		-786	-12,470		-2,422,499	
207	H16.10.12	3,500,000		H16.10.12 ~ H16.10.11					18.00%					-69	-12,539	12,539	1,064,962	過払発生当日算入
208	H16.10.12		80,000	H16.10.12 ~ H16.10.11					15.00%			80,000					984,962	
209	H16.11.25		110,000	H16.10.12 ~ H16.11.24	44	44			15.00%	17,761		92,239					892,723	
210	H16.12.24		100,000	H16.11.25 ~ H16.12.23	29	29			15.00%	10,610		89,390					803,333	
211	H17.1.15	63,000		H16.12.24 ~ H17.1.14	22	8	14		15.00%	7,255	7,255						866,333	
212	H17.1.24		80,000	H17.1.15 ~ H17.1.23	9		9		15.00%	3,204		69,541					796,792	
213	H17.2.23		80,000	H17.1.24 ~ H17.2.22	30		30		15.00%	9,823		70,177					726,615	
214	H17.3.23		80,000	H17.2.23 ~ H17.3.22	28		28		15.00%	8,361		71,639					654,976	
215	H17.4.25		80,000	H17.3.23 ~ H17.4.24	33		33		15.00%	8,882		71,118					583,858	
216	H17.4.28		2,500	H17.4.25 ~ H17.4.27	3		3		15.00%	719		1,781					582,077	
217	H17.5.26		80,000	H17.4.28 ~ H17.5.25	28		28		15.00%	6,697		73,303					508,774	
218	H17.6.27		77,613	H17.5.26 ~ H17.6.26	32		32		15.00%	6,690		70,923					437,851	
219	H17.7.26		71,493	H17.6.27 ~ H17.7.25	29		29		15.00%	5,218		66,275					371,576	
220	H17.8.26		75,122	H17.7.26 ~ H17.8.25	31		31		15.00%	4,733		70,389					301,187	
221	H17.9.26		74,854	H17.8.26 ~ H17.9.25	31		31		15.00%	3,837		71,017					230,170	
222	H17.10.26		72,664	H17.9.26 ~ H17.10.25	30		30		15.00%	2,837		69,827					160,343	
223	H17.11.26		74,319	H17.10.26 ~ H17.11.25	31		31		15.00%	2,042		72,277					88,066	
224	H17.12.12		3,387,317	H17.11.26 ~ H17.12.11	16		16		15.00%	579		3,386,738					-3,298,672	
225	H18.4.11	300,000		H17.12.12 ~ H18.4.10	120		120							-54,677	-54,677	54,677	-3,053,349	過払発生当日算入
226	H18.5.16		14,054	H18.4.11 ~ H18.5.15	35		35					14,054		-14,639	-14,639		-3,067,403	
227	H18.5.21	200,000		H18.5.16 ~ H18.5.20	5		5							-2,103	-16,742	16,742	-2,884,145	過払発生当日算入
228	H18.6.16		30,000	H18.5.21 ~ H18.6.15	26		26					30,000		-10,272	-10,272		-2,914,145	
229	H18.7.16		20,731	H18.6.16 ~ H18.7.15	30		30					20,731		-11,980	-22,252		-2,934,876	過払発生当日算入
230	H18.8.16		20,862	H18.7.16 ~ H18.8.15	31		31					20,862		-12,466	-34,718		-2,955,738	過払発生当日算入
231	H18.9.16		20,629	H18.8.16 ~ H18.9.15	31		31					20,629		-12,555	-47,273		-2,976,367	過払発生当日算入
232	H18.10.16		20,054	H18.9.16 ~ H18.10.15	30		30					20,054		-12,234	-59,507		-2,996,421	過払発生当日算入
233	H18.11.16		20,163	H18.10.16 ~ H18.11.15	31		31					20,163		-12,727	-72,234		-3,016,584	過払発生当日算入
234	H18.12.4	74,000		H18.11.16 ~ H18.12.3	18		18							-7,441	-79,675	74,000	-3,016,584	過払発生当日算入
235	H18.12.16		20,384	H18.12.4 ~ H18.12.15	12		12					20,384		-4,959	-10,634		-3,036,968	
236	H19.1.16		21,554	H18.12.16 ~ H19.1.15	31		31					21,554		-12,900	-23,534		-3,058,522	過払発生当日算入
237	H19.2.16		21,319	H19.1.16 ~ H19.2.15	31		31					21,319		-12,991	-36,525		-3,079,841	過払発生当日算入
238	H19.3.16		20,001	H19.2.16 ~ H19.3.15	28		28					20,001		-11,816	-48,341		-3,099,842	過払発生当日算入

×アイフル(一連)

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法引直計算						過払い利息計算			残元金 (-)は過払い 残元金				
				貸金業法第14条(別表)による期間計算			初日利息不算入		閏年計算	初日利息算入(閏年)							
				利息計算期間 自 ~ 至	期間	閏年に 該当す る日数	平年に該 当する日 数	利息制限 法利率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入金 額	利率5%, 円未満四捨五入		利息 利息累計 元金入金額			
239	H19.3.20	39,000		H19.3.16 ~ H19.3.19	4		4						-1,701	-50,042	39,000	-3,099,842	過払発生当日算入
240	H19.4.20		23,187	H19.3.20 ~ H19.4.19	31		31				23,187		-13,164	-24,206		-3,123,029	
241	H19.5.21		21,540	H19.4.20 ~ H19.5.20	31		31				21,540		-13,265	-37,471		-3,144,569	過払発生当日算入
242	H19.6.25		22,776	H19.5.21 ~ H19.6.24	35		35				22,776		-15,080	-52,551		-3,167,345	過払発生当日算入
243	H19.6.25	30,000		H19.6.25 ~ H19.6.24									-3	-52,554	30,000	-3,167,345	過払発生当日算入
244	H19.7.30		23,316	H19.6.25 ~ H19.7.29	35		35				23,316		-15,186	-37,740		-3,190,661	
245	H19.8.17	10,000		H19.7.30 ~ H19.8.16	18		18						-7,871	-45,611	10,000	-3,190,661	過払発生当日算入
246	H19.9.3		23,179	H19.8.17 ~ H19.9.2	17		17				23,179		-7,430	-43,041		-3,213,840	
247	H19.10.3	10,000		H19.9.3 ~ H19.10.2	30		30						-13,211	-56,252	10,000	-3,213,840	過払発生当日算入
248	H19.10.9		23,473	H19.10.3 ~ H19.10.8	6		6				23,473		-2,642	-48,894		-3,237,313	
249	H19.10.10	10,000		H19.10.9 ~ H19.10.9	1		1						-447	-49,341	10,000	-3,237,313	過払発生当日算入
250	H19.11.13		23,315	H19.10.10 ~ H19.11.12	34		34				23,315		-15,078	-54,419		-3,260,628	
251	H19.11.14	9,000		H19.11.13 ~ H19.11.13	1		1						-450	-54,869	9,000	-3,260,628	過払発生当日算入
252	H19.12.18		23,292	H19.11.14 ~ H19.12.17	34		34				23,292		-15,186	-61,055		-3,283,920	
253	H19.12.19	10,000		H19.12.18 ~ H19.12.18	1		1						-453	-61,508	10,000	-3,283,920	過払発生当日算入
254	H20.1.23		23,677	H19.12.19 ~ H20.1.22	35	22	13				23,677		-15,718	-67,226		-3,307,597	
255	H20.1.24	10,000		H20.1.23 ~ H20.1.23	1	1							-455	-67,681	10,000	-3,307,597	過払発生当日算入
256	H20.2.27		23,500	H20.1.24 ~ H20.2.26	34	34					23,500		-15,363	-73,044		-3,331,097	
257	H20.3.12	10,000		H20.2.27 ~ H20.3.11	14	14							-6,374	-79,418	10,000	-3,331,097	過払発生当日算入
258	H20.4.1		22,811	H20.3.12 ~ H20.3.31	20	20					22,811		-9,101	-78,519		-3,353,908	
259	H20.5.7		23,412	H20.4.1 ~ H20.5.6	36	36					23,412		-16,498	-95,017		-3,377,320	過払発生当日算入
260	H20.5.24	20,000		H20.5.7 ~ H20.5.23	17	17							-7,847	-102,864	20,000	-3,377,320	過払発生当日算入
261	H20.6.16		24,000	H20.5.24 ~ H20.6.15	23	23					24,000		-10,612	-93,476		-3,401,320	
262	H20.6.16	9,000		H20.6.16 ~ H20.6.15									-3	-93,479	9,000	-3,401,320	過払発生当日算入
263	H20.7.22		23,692	H20.6.16 ~ H20.7.21	36	36					23,692		-16,728	-101,207		-3,425,012	
264	H20.7.22	10,000		H20.7.22 ~ H20.7.21									-3	-101,210	10,000	-3,425,012	過払発生当日算入
265	H20.8.26		23,312	H20.7.22 ~ H20.8.25	35	35					23,312		-16,376	-107,586		-3,448,324	
266	H20.8.26	10,000		H20.8.26 ~ H20.8.25									-3	-107,589	10,000	-3,448,324	過払発生当日算入
267	H20.9.30		23,314	H20.8.26 ~ H20.9.29	35	35					23,314		-16,488	-114,077		-3,471,638	
268	H20.9.30	10,000		H20.9.30 ~ H20.9.29									-3	-114,080	10,000	-3,471,638	過払発生当日算入
269	H20.11.6		24,084	H20.9.30 ~ H20.11.5	37	37					24,084		-17,548	-121,628		-3,495,722	
270	H20.12.15		24,000	H20.11.6 ~ H20.12.14	39	39					24,000		-18,628	-140,256		-3,519,722	過払発生当日算入
271	H21.1.22		23,000	H20.12.15 ~ H21.1.21	38	17	21				23,000		-18,303	-158,559		-3,542,722	過払発生当日算入
272	H21.2.26		21,000	H21.1.22 ~ H21.2.25	35		35				21,000		-16,989	-175,548		-3,563,722	過払発生当日算入

×アイフル(一連)

18

過払金計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息制限法引直計算						過払い利息計算			残元金 (-)は過払い 残元金	
				貸金業法第14条(別表)による期間計算		初日利息不算入		閏年計算		初日利息算入(閏年)				
				利息計算期間 自 ~ 至	期間 日数	閏年に 該当する 日数	平年に 該当する 日数	利息制限 法利率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入金 額	利率5%, 円未満四捨五入 利息		利息累計 元金入金額
273	H21.4.3		20,000	H21.2.26 ~ H21.4.2	36		36				20,000	-17,577	-193,125	-3,583,722
274	H21.5.7		21,000	H21.4.3 ~ H21.5.6	34		34				21,000	-16,694	-209,819	-3,604,722
275	H21.6.12		20,000	H21.5.7 ~ H21.6.11	36		36				20,000	-17,780	-227,599	-3,624,722
276	H21.7.24		20,000	H21.6.12 ~ H21.7.23	42		42				20,000	-20,857	-248,456	-3,644,722
277	H21.8.30		20,000	H21.7.24 ~ H21.8.29	37		37				20,000	-18,476	-266,932	-3,664,722
278	H21.10.8		20,000	H21.8.30 ~ H21.10.7	39		39				20,000	-19,581	-286,513	-3,684,722
279	H21.11.13		20,000	H21.10.8 ~ H21.11.12	36		36				20,000	-18,174	-304,687	-3,704,722
280	H22.1.19		31,000	H21.11.13 ~ H22.1.18	67		67				31,000	-34,005	-338,692	-3,735,722
281	H22.3.23		29,000	H22.1.19 ~ H22.3.22	63		63				29,000	-32,244	-370,936	-3,764,722
282	H22.4.30		21,000	H22.3.23 ~ H22.4.29	38		38				21,000	-19,601	-390,537	-3,785,722
283	H22.6.10		20,000	H22.4.30 ~ H22.6.9	41		41				20,000	-21,265	-411,802	-3,805,722
284	H22.7.22		22,000	H22.6.10 ~ H22.7.21	42		42				22,000	-21,899	-433,701	-3,827,722
285	H22.8.26		19,637	H22.7.22 ~ H22.8.25	35		35				19,637	-18,355	-452,056	-3,847,359
286	H22.9.30		19,371	H22.8.26 ~ H22.9.29	35		35				19,371	-18,449	-470,505	-3,866,730
287	H22.11.1		18,000	H22.9.30 ~ H22.10.31	32		32				18,000	-16,953	-487,458	-3,884,730
288	H22.12.6		18,848	H22.11.1 ~ H22.12.5	35		35				18,848	-18,628	-506,086	-3,903,578
289	H23.3.10			H22.12.6 ~ H23.3.9	94		94					-50,268	-556,354	-3,903,578
												元利合計=	-4,459,932	

61

これは正本である。

平成23年10月27日

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 桂 杏子

